事　務　連　絡
令和４年 12 月 19 日

介護保険事業者　管理者様

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課長
（介護認定係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（以下、臨時的な取扱い）について、福岡市では、令和２年４月より要介護認定の更新申請をするすべての被保険者を適用対象としているところです。

令和４年 10 月 14 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」により、今後の臨時的な取扱いの有効期間の取扱いについて示されたため，福岡市での取扱いについて下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

１　臨時的な取扱いの適用期間及び対象者

現在の臨時的な取扱いは、有効期間満了日が令和５年３月 31 日までの被保険者に限り継続する。

有効期間満了日が令和５年４月１日以降の被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いします。

ただし、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、介護保険施設や病院等において入所者等との面会を禁止する等やむを得ない状況により認定調査が困難な場合に限り、臨時的取扱いを適用できることとし、別紙１「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを要する入所者について（連絡）」を提出することとする。

※認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、面会禁止等の取扱いを行っている介護保険施設等においては、認定調査員の登録を受けている施設職員で認定調査を実施していただくなどご協力をお願いします。

２　文書郵送先

〒810-0072　　福岡市中央区長浜３丁目 11 番３号 505 号室
福岡市要介護認定事務センター

３　参考

令和４年 10 月 14 日付厚生労働省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課
介護認定係
電話：092-711-6145
FAX　:092-711-6212